

トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員規約の改定について

2022年12月1日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員規約の改定について、ご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード

トヨタレンタカービジネスメンバーカード

2. 効力発生日

2023年1月25日より改定後の規約が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約（全文）につきましては、2023年1月に当社WEBサイトに掲載の予定です。

本改定は、2023年2月に「TOYOTA SHARE」と「トヨタレンタカー チョクリ！」がサービス統合することに伴い、トヨタレンタカービジネスメンバーカードの決済対象に新サービスも含まれることを明確にするほか、新サービスを利用する際に用いるグループコードの管理責任等を規定するものです。

<トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員規約>

改定前	改定後
第1条（トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員制度） トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員制度とは、（中略）トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員（以下「会員」という）に対してレンタカー利用時の利便を提供することを目的とした制度をいい、本規約ではカード会員制度と略称します。	第1条（トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員制度） トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員制度とは、（中略）トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員（以下「会員」という）に対して レンタリース店およびレンタリース店が運営する所定の場所での自動車の有償貸渡し（以下「レンタカー」という） 利用時の利便を提供することを目的とした制度をいい、本規約ではカード会員制度と略称します。
第2条（トヨタレンタカービジネスメンバーカード） 1. トヨタレンタカービジネスメンバーカード（以下「カード」という）とは、会員に交付される会員証で、 レンタリース店でのレンタカー 利用代金（以下「レンタカー利用代金」という）の決済を行う機能を有するものをいいます。 （後略）	第2条（トヨタレンタカービジネスメンバーカード） 1. トヨタレンタカービジネスメンバーカード（以下「カード」という）とは、会員に交付される会員証で、 レンタカー の利用代金（以下「レンタカー利用代金」という）の決済を行う機能を有するものをいいます。 （後略）
第3条（会員およびカード利用者） （前略） 2. カード利用者とは、 会員に貸与されたカードをレンタリース店に提示してレンタカー を借り受け、当該レンタカー利用代金をカードにより決済する者をいいます。 （後略）	第3条（会員およびカード利用者） （前略） 2. カード利用者とは、 自動車を有償で 借り受け、当該レンタカー利用代金をカードにより決済する者をいいます。 （後略）
第4条（会員のトヨタレンタカー利用条件） 1. 会員がトヨタレンタカーを利用する場合は、別に定める トヨタレンタリース 貸渡約款によります。 2. 会員が レンタリース店 で適用されるレンタカー料金および付帯条件は、別に定める規定により、当社とレンタリース店が定めた料金表および付帯条件とします。	第4条（会員のトヨタレンタカー利用条件） 1. 会員がトヨタレンタカーを利用する場合は、別に定める貸渡約款によります。 2. 会員が レンタカーを利用する際に 適用されるレンタカー料金および付帯条件は、別に定める規定により、当社とレンタリース店が定めた料金表および付帯条件とします。
第5条（カード利用等にかかる責任） 改定なし	第5条（カード利用等にかかる責任） 改定なし

<p>第6条（カードの貸与と取扱） （前略）</p> <p>3. 会員は、貸与されたカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、会員が本カードの利用を許諾しない者（以下「他人」という）にカードが使用されることがないよう管理します。また、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにカードの占有を他人に移転することはできないものとし、トヨタファイナンスまたはその委託を受けた者がカードの返却を求めた場合は、会員はこれに応じるものとします。</p> <p>4. 前項の規定に違反し、カードが他人に使用されたときは、その利用代金の支払はすべて会員が負担するものとします。</p>	<p>第6条（カードの貸与と取扱） （前略）</p> <p>3. 会員は、貸与されたカードおよびレンタリース店において採番されるグループコード（以下総称して「カード等」という）を善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、会員がカード等の利用を許諾しない者（以下「他人」という）にカード等が使用されることがないよう管理します。また、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにカードの占有を他人に移転することはできないものとし、トヨタファイナンスまたはその委託を受けた者がカードの返却を求めた場合は、会員はこれに応じるものとします。</p> <p>4. カード上には、会員番号・有効期限等が表示されるものとし、会員はこれらの表示事項を他人に使用させてはならないものとします。</p> <p>5. 第3項および第4項の規定に違反し、カード等が他人に使用されたときは、その利用代金の支払はすべて会員が負担するものとします。</p>
<p>第7条（カードの有効期限）、第8条（カードの利用可能枠） 改定なし</p>	<p>第7条（カードの有効期限）、第8条（カードの利用可能枠） 改定なし</p>
<p>第9条（カードの利用方法） （前略）</p> <p>2. 会員は、レンタカー利用にかかる売上票記載金額のレンタリース店に対する支払を、トヨタファイナンスに委託するものとします。</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、カードの利用が本規約に違反し、または違反するおそれがある場合、その他不審がある場合、レンタリース店は当該カード利用を断ることができるものとします。</p>	<p>第9条（カードの利用方法） （前略）</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、レンタリース店が提供する通信販売等のトヨタファイナンスが認める特定の取引においては、カード利用者は、トヨタファイナンスが指定する方法によりカードの提示と売上票への署名の一方または双方を省略することができるものとします。</p> <p>3. トヨタファイナンス所定の取引においては、カード利用者は、会員番号、グループコード等を事前にレンタリース店に登録する等の方法により、レンタカー利用代金を支払うことができます。</p> <p>4. 会員は、レンタカー利用にかかる売上票記載金額のレンタリース店に対する支払を、トヨタファイナンスに委託するものとします。</p> <p>5. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、カードの利用が本規約に違反し、または違反するおそれがある場合、その他不審がある場合、レンタリース店は当該カード利用を断ることができるものとします。</p>
<p>第10条（支払の期日および方法）</p> <p>1. 会員のレンタカー利用代金のトヨタファイナンスに対する支払方法は1回払に限るものとし、予め会員が入会申込書等所定の書面において指定した支払日（当日が金融機関休業日である場合は翌営業日）に、会員が届け出た金融機関の預金口座等からの口座振替またはトヨタファイナンスの指定する金融機関の預金口座への振込のいずれかのうち会員が選択した方法で支払うものとします。ただし、トヨタファイナンスが特に必要と認める場合または事務上の都合により、本規約で定める支払日以降に支払う場合があるものとします。</p> <p>（後略）</p>	<p>第10条（支払の期日および方法）</p> <p>1. 会員のレンタカー利用代金のトヨタファイナンスに対する支払方法は1回払に限るものとし、予め会員が入会申込書等所定の書面において指定した支払日（当日が金融機関休業日である場合は翌営業日）に、会員が届け出た金融機関の預金口座等からの口座振替またはトヨタファイナンスの指定する金融機関の預金口座への振込のいずれかのうち会員が選択した方法で支払うものとします。ただし、トヨタファイナンスが特に必要と認める場合または事務上の都合により、本規約に定める支払日以降に支払う場合があるものとします。</p> <p>（後略）</p>
<p>第11条（支払金等の充当順序）、第12条（支払額の通知および残高承認） 改定なし</p>	<p>第11条（支払金等の充当順序）、第12条（支払額の通知および残高承認） 改定なし</p>
<p>第13条（レンタカー借受けに関する疑義） （省略）</p>	<p>第13条（レンタカーの借受けに関する疑義） （省略）</p>
<p>第14条（費用・公租公課等の負担） 改定なし</p>	<p>第14条（費用・公租公課等の負担） 改定なし</p>
<p>第15条（カードの紛失・盗難等）</p> <p>1. カードの紛失・盗難や会員が第6条に違反したことにより他人にカードが使用された場合は、その利用代金は会員において負担するものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかにトヨタファイナンスに届け出た上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、トヨタファイナンス所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、トヨタファイナンスが届出を受けた日以降に発生した損害については、</p>	<p>第15条（カードの紛失・盗難等）</p> <p>1. カード等の紛失・盗難や会員が第6条に違反したことにより他人にカード等が使用された場合は、その利用代金は会員において負担するものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかにトヨタファイナンスに届け出た上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、トヨタファイナンス所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、トヨタファイナンスが届出を受けた日以降に発生した損害については、</p>

<p>トヨタファイナンスは会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが他人に使用されたことによる会員の支払は免除されないものとします。</p> <p>① カードの紛失・盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。</p> <p>(後略)</p>	<p>トヨタファイナンスは会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カード等が他人に使用されたことによる会員の支払は免除されないものとします。</p> <p>① カード等の紛失・盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。</p> <p>(後略)</p>
<p>第16条 (遅延損害金)</p> <p>会員は、トヨタファイナンスに対するカード利用代金の支払を遅滞した場合、支払日の翌日から支払日に至るまで支払うべき金額に対し、また期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで残金全額に対し、年14.60% (1年を365日とする日割計算) の割合による遅延損害金をトヨタファイナンスに支払うものとします。</p>	<p>第16条 (遅延損害金)</p> <p>会員は、トヨタファイナンスに対するカード利用代金の支払を遅滞した場合、支払日の翌日から支払期日に至るまで支払うべき金額に対し、また期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで残金全額に対し、年14.60% (1年を365日とする日割計算) の割合による遅延損害金をトヨタファイナンスに支払うものとします。</p>
<p>第17条 (再発行)</p> <p>改定なし</p>	<p>第17条 (再発行)</p> <p>改定なし</p>
<p>第18条 (退会)</p> <p>会員は両社所定の方法により退会することができるものとします。この場合、直ちに貸与されているすべてのカードを返還し、カード利用代金等のトヨタファイナンスに対する未払債務を完済したときをもって退会手続きが完了するものとします。なお、退会の際にトヨタファイナンスが求めた場合は、支払期限のいかんにかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとします。</p>	<p>第18条 (退会)</p> <p>1. 会員は両社所定の方法により退会することができるものとします。この場合、直ちに貸与されているすべてのカードを返還し、カード利用代金等のトヨタファイナンスに対する未払債務を完済したときをもって退会手続きが完了するものとします。なお、退会の際にトヨタファイナンスが求めた場合は、支払期限のいかんにかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとします。</p> <p>2. 前項にかかわらずトヨタファイナンスがカードを返還しない対応を認めた場合、会員は、カードを切断し利用不能の状態にして処分しなければなりません。</p>
<p>第19条 (会員資格の喪失およびカードの利用停止)</p> <p>(前略)</p> <p>⑥ 第26条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。</p> <p>(後略)</p>	<p>第19条 (会員資格の喪失およびカードの利用停止)</p> <p>(前略)</p> <p>⑥ 第26条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社またはトヨタファイナンスが判断したとき。</p> <p>(後略)</p>
<p>第20条 (期限の利益喪失)</p> <p>(前略)</p> <p>⑩ 第26条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(後略)</p>	<p>第20条 (期限の利益喪失)</p> <p>(前略)</p> <p>⑩ 第26条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(後略)</p>
<p>第21条 (届出事項の変更) ~ 第25条 (会員情報の取扱)</p> <p>改定なし</p>	<p>第21条 (届出事項の変更) ~ 第25条 (会員情報の取扱)</p> <p>改定なし</p>
<p>第26条 (確約事項)</p> <p>(前略)</p> <p>⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</p> <p>(中略)</p> <p>2. 会員および連帯保証人は、自ら(会員の役員等を含む) 又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(中略)</p> <p>③ 本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</p> <p>(後略)</p>	<p>第26条 (確約事項)</p> <p>(前略)</p> <p>⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>(中略)</p> <p>2. 会員および連帯保証人は、自ら(会員の役員等を含む) または第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(中略)</p> <p>③ 本契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社またはトヨタファイナンスの信用を毀損し、または当社またはトヨタファイナンスの業務を妨害する行為</p> <p>(後略)</p>